

# 日本年金機構からのお知らせ

## 基礎年金番号等流出のお詫び

平素より年金事業についてご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。この度、私ども日本年金機構の保有する個人情報の一部が流出いたしました。事業主の皆さまには大変ご心配、ご不安をお掛けして誠に申し訳ございません。

個人情報が出たお客様の基礎年金番号は変更させていただくこととしており、該当のお客様には、平成27年9月から(予定)、基礎年金番号を変更した旨のお知らせとともに新しい年金手帳をお送りいたします。

お客様に年金手帳をお送りした後、該当するお客様がいらっしゃる事業所には、該当する方のお名前、変更後の基礎年金番号をお知らせすることとしております。

なお、この件で事業所よりお届けをいただく必要はありませんが、事業所で基礎年金番号を管理されている場合には、お送りするお知らせに基づき、ご訂正等をお願い申し上げます。

## 平成27年10月に改正する適用事務のお知らせ

### ● 昭和12年4月1日以前に生まれた方の70歳以上被用者該当届の提出のお願い

これまで、適用事業所に使用される70歳以上の方の老齢厚生年金の支給停止は、昭和12年4月2日以降に生まれた方を対象にしておりました。しかし、平成27年10月1日以降は、昭和12年4月1日以前に生まれた方も賃金と年金額に応じた老齢厚生年金の支給停止の対象となります。そのため、昭和12年4月1日以前に生まれた方についても、70歳以上被用者該当届の提出が必要となります。平成27年10月1日以降、該当する方についてすみやかな届書の提出をお願いします。

### ● 同月中の被保険者資格取得と喪失に関する保険料の取扱いが変わります

これまで、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の被保険者(第2号被保険者は除きます。)の資格を取得した場合には、厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありました。しかし、平成27年10月1日以降は、国民年金保険料のみを納めることとなり、厚生年金保険料の納付は不要となります。平成27年10月1日以降、該当する被保険者が在籍していた事業所には年金事務所よりご連絡を差し上げます。

## 「報酬月額変更届」提出のお願い

標準報酬月額は、原則「被保険者資格取得届」や「算定基礎届」により決定しますが、**固定的賃金の増減により報酬が大幅に変動した場合は、「報酬月額変更届」により改定を行います。**改定は次の3つの条件をすべて満たす場合に行います。

- (1) 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- (2) 従前の標準報酬月額と、変動月から3カ月間に支給された報酬の平均額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3カ月間の支払基礎日数が各月17日以上。

「算定基礎届 総括表」にご記入いただいた「8月または9月に月額変更予定の方」が、予定どおり月額変更該当する場合には、「報酬月額変更届」を忘れずにご提出ください。

